

議案第 29 号

生駒市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成 21 年 3 月 10 日

生駒市長 山下 真

生駒市下水道条例の一部を改正する条例

生駒市下水道条例（昭和 59 年 4 月生駒市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 2 号中「特定排水」を「中間排水及び特定排水」に改め、同条第 1 3 号中「（公衆浴場及び市長が認める公共又は公益関係の業種を除く。）」を削り、同号を同条第 1 4 号とし、同条第 1 2 号の次に次の 1 号を加える。

(13) 中間排水 工場その他の事業所（公衆浴場（公衆浴場入浴料金の価格（昭和 32 年奈良県告示第 487 号）に定める入浴料金価格表の適用を受けるものに限る。以下同じ。）及び市長が認める公共又は公益関係の業種（収益事業を行う部門を除く。）を除く。次号において同じ。）から公共下水道に排除される汚水のうち、その排水量が 1 月 300 立方メートルを超え 750 立方メートル以下の部分をいう。

第 21 条第 2 項第 1 号中「一般排水」を「一般排水及び中間排水」に改め、同条第 3 項の表を次のように改める。

排水区分 使用料区分	一 般 排 水		中間排水	特定排水
	公衆浴場	その他		
水 量 使 用 料 〔 汚水排出量1立方 メートルにつき 〕	5 4 円	1 0 9 円	1 8 5 円	2 6 1 円

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年10月1日から施行する。

(使用料の特例)

- 2 平成21年10月分から平成22年3月分までのものとして徴収する使用料に限り、改正後の生駒市下水道条例（以下「改正後の条例」という。）第21条第3項の表の適用については、同表中「54円」とあるのは「48円」と、「109円」とあるのは「97円」と、「185円」とあるのは「112円」と、「261円」とあるのは「231円」とする。
- 3 平成22年4月分から平成23年3月分までのものとして徴収する使用料に限り、改正後の条例第21条第3項の表の適用については、同表中「54円」とあるのは「50円」と、「109円」とあるのは「100円」と、「185円」とあるのは「130円」と、「261円」とあるのは「238円」とする。
- 4 平成23年4月分から平成24年3月分までのものとして徴収する使用料に限り、改正後の条例第21条第3項の表の適用については、同表中「54円」とあるのは「51円」と、「109円」とあるのは「103円」と、「185円」とあるのは「148円」と、「261円」とあるのは「245円」とする。
- 5 平成24年4月分から平成25年3月分までのものとして徴収する使用料に

限り、改正後の条例第21条第3項の表の適用については、同表中「54円」とあるのは「53円」と、「109円」とあるのは「106円」と、「185円」とあるのは「166円」と、「261円」とあるのは「253円」とする。